

第 20 節 雑漁業

1. 突きん棒漁業

1) おきさわらほこ突き漁業

さわら突き漁業は、他の突き漁業と違って木製の餌木や、木製、布製の魚体模型の罟を使って海面にサワラをおびき寄せ、銚で突く漁法である。

この漁業は、戦前、戦後は県内では笠沙町（仁王崎）・佐多町・東串良町（柏原）・屋久島（上屋久町宮之浦）・十島村・奄美大島の各島等で操業されていた。県外では高知県須崎市や宮崎県串間市都井で操業されてきた伝統漁法の一つである。

笠沙町では 1935（昭 10）年ごろに始まったと言われ、当初は餌木を使用していた銚突き漁法（以下餌木曳）を行っていたが、5～6 年後に宮崎県から布製の魚体模型の袋（以下袋曳）を使用していた銚突き漁法が導入され、現在はこの袋曳漁法が残っている。笠沙町でさわら曳漁業を行っているのは 22～23 人で、このうち袋曳は 5～6 人が行っている。

操業は、午前 2 時ごろ出港して、鷹島・津倉瀬等の周辺漁場で暗いうちから先ず曳縄をやり、これで漁がある程度あると突き漁業はやめて早めに切り上げ、漁が少なければ夜が明けてから突き漁業に切り換えている。しかし突いた魚はキズ物扱いされ、曳縄物より安く扱われる。このあたりが突き漁業の低迷の原因だろう。

佐多町では、餌木とさわら模型（木製と布製の両方使用）の両方で操業していたが、現在は行われていない。

東串良町でも昭和 30 年代（1955～1964）に袋曳が行われていた。沖さわらだまし突き漁法について、1956（昭 31）年度の第 3 回県実績発表大会で、吉川良美氏が発表している。この中で竹製の浮魚礁を約 10 カ所設置したところ、サワラの付きが良く、好漁をしたとある。

屋久島の上屋久町宮之浦では、1935（昭 10）年ごろ餌木曳が始まったと言われているが、由来は不明である。1945（昭 20）年前後には 1 トンぐらいの薩摩型動力船やテンマ帆掛船 20 隻ほどが操業していたとのことである。現在は 4～5 隻ぐらいが昔の型を踏襲して操業している。

十島村でのさわら漁は現在は曳縄が主体となっているが、『十島村誌』によると、以前は各島で丸木舟によって餌木曳が行われていた。現在も中之島・悪石島等で行われている。中之島に十島村歴史民俗資料館があり、この中でさわら突き漁業の展示がしてある。漁法もビデオで見ることができる。

奄美大島でいつごろ始まったか不明であるが、古くから各島で、独特の板付船により餌木曳が行われていた。特に喜界島、徳之島等ではサワラが好まれていたようである。

表 1. 漁具構成

名称	材質	規格・寸法	数量	備考
餌木	杉	40×6×4	1	
餌木竿	竹	15ヒロ	1	
餌木糸	合成テグス	1ヒロ	1	
モリ	鋼	15×90	1	三又
モリ先	鋼	6×2	3	
モリ元	竹	25ヒロ	1	
モリ縄	クレモナ	220号 150m	1	

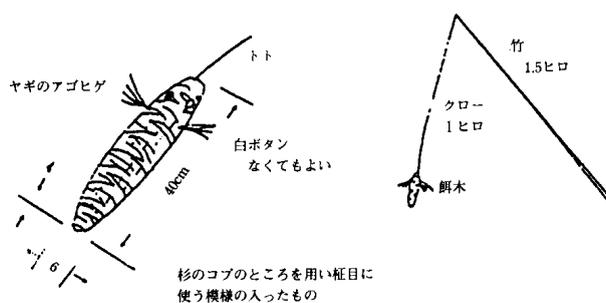


図 1. 餌木・餌木竿

漁具は、餌木、魚体模型（袋）とも県内各地でそれぞれ各自で製作しているが、住用村では袋曳の導入が浅く、袋は鹿児島から購入している。

各地区とも日が出てから瀬の潮上に船を止めて船を流し、船首から餌木竿を振り、餌木が海面で左右8の字を描くように動かす。場所によっては、8の字の外にジグザグや円を描かせ、潜らせたり、空中に飛び上がらせたりする。時には水面を竹竿で激しく叩くこともある。魚影が見えたら餌木を立てるように泳がす。袋の場合も竹竿で操作するが、罟が折れ曲がらないように注意しながら8の字や円を描くように緩やかに動かす。サワラが餌木や袋に寄ってきたところを銚で突く。また、魚影が見えやすいように太陽を背にして行う。

2. 籠網漁業

1) 瀬魚籠網漁業

1973（昭48）年に、鹿児島普及所が水試漁業部（永浜主任研究員）に、瀬魚・タコ等を対象にした籠網を依頼し、西桜島で試験操業を行い好結果を得た。その後現地適応化試験を垂水、西桜島、加治木で行い、さらに瀬物が多く棲息している各地へ紹介された。

表1. 対魯魚等

対象魚	メジナ・メバル・ウミゴイ ブダイ・ベラ
漁場	水深5～20m 甌では50m前後の岩場付近
漁期	周年
漁法	瀬の近くに1個ずつ投入 2～3日置きに揚網 籠の上を柴で覆う

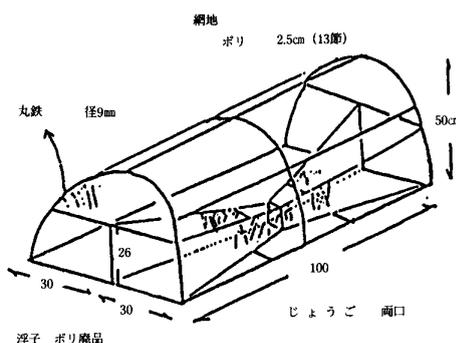


図1. 漁具図 資料：水試籠網漁業研修会（昭和54）

1976（昭51）年度に西薩普及所管内の串木野市島平・吹上町両漁協は、熊本県天草地方で行われていた鉄筋製カマボコ型の籠網による現地適応化試験を試み、西薩各地・甌島（鹿島）へ普及した。1980（昭55）年には専技によって鉄筋製の枠をタキロン被覆網に改良し、南薩地区へ普及を図った。1981（昭56）年には大隅普及所管内の高山でも現地適応化試験を実施している。現在瀬物籠網が操業されている主な地区は長島、出水、甌，南薩，佐多岬等である。

2) 大型籠網漁業

1979（昭54）年度には笠沙町片浦地先の現地適応化試験で大型籠網を導入した。1985（昭60）年度には佐多町佐多岬漁協が愛媛県西海漁協へ研修視察を行い、新技術実証事業により同地区で大型籠網（直径2.5m×高さ1.5m，目合いナイロン1寸目と，直径1.7m×高さ1.2m，目合いナイロン1寸目の丸型）を導入している。両地区ともかなりの入網があったが、その後継続していない。

この他、かいいい漁協管内でも昭和60年前後に、1.5m×1.5m×1.5mの角形籠網で水イカを対象に操業していた。

表2. 対象魚等

対象魚	メジナ・アラカブ・イサキ・イシダイ イカ類・アラ
漁場	水深5～50mの岩場の側の砂地
漁期	周年
漁法	瀬の近くに投入 5～7日毎に揚籠 籠の周囲に柴をとりつける

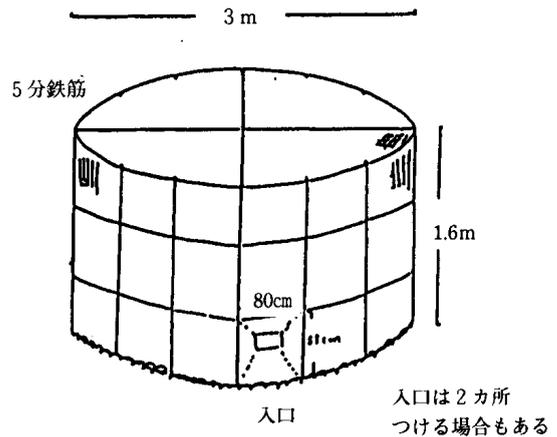


図2. 大型籠網

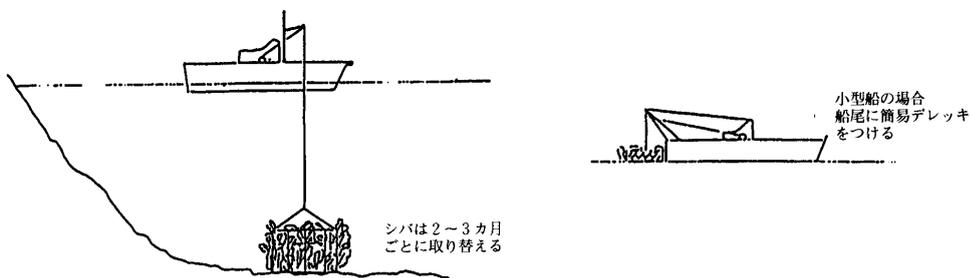


図3. 操業図

資料：表1, 図2, 3 先進地視察報告書（昭和60）

3) 甲いか籠網漁業

甲いか籠網漁業は、日吉・吹上等で明治時代から竹製の籠を使用して行われていたようである。最も盛んに行われていたのは終戦（1945年）後から1969～1970（昭和44～45）年ごろまでで、吹上地区で30隻ぐらい操業していたようである。1975（昭50）年ごろまでは竹製の籠を使用していたが、竹製籠は製作や取り扱いに手間がかかることや、籠がかさばることなどから、その後折り畳み式の籠が普及した。吹上地区では1970（昭45）年ごろに導入された吾智網主体の漁業形態に代わった。しかも刺網で甲イカが混獲され、これを目的とした操業方法も考案されたことから、操業数も減った。1991（平3）年ごろまでは永吉地区で船外機を使用して4～5名ぐらいの人が操業していた。その他、川内地区でも昭和40年代（1965～1974）前半まではこの籠網が使用されていた。

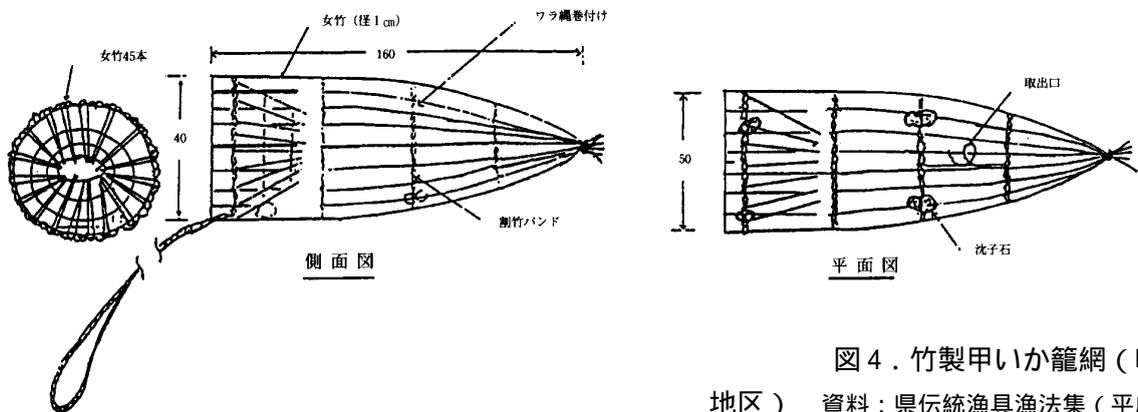


図4. 竹製甲いか籠網（吹上浜地区） 資料：県伝統漁具漁法集（平成3.3）

竹製甲いか籠網の外に、出水市の名護では、鉄枠製の円筒型の籠網が現在も使用されている。

表3. 対象魚

対象魚	甲イカ カワハギ
漁場	水深5～30m 低質砂地
漁期	12～4月
漁法	1隻100～150個 2～3日おきに揚籠

資料：表3 図5 水試籠網漁業研修会（昭和54）

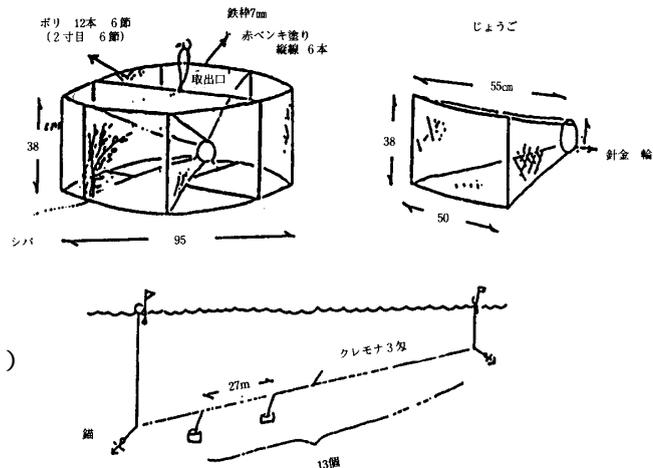


図5. 甲いか籠網（出水） 資料：表3, 図5 本試籠網漁業研修会（昭和54）

日吉, 吹上, 笠沙地区では, 漁業者が瀬魚籠網を甲いか漁に適応するように年々改良し, 竹製枠のカマボコ型の籠網に変化した。さらに上枠と下枠に塩化ビニールパイプを利用した折り畳み式の丸籠に改良された。1973(昭48)年に南薩普及所の現地適応化試験でステンレス製アングルを使用した折り畳み式丸籠が考案され, 南薩各地へ普及した。1975(昭50)年には専技室でさらに改良され, 各地での試験操業や製作, 操業方法等の講習会などを通して南薩・鹿児島湾内・屋久島等へ普及した。

1992(平4)年度には, 大隅普及所が高山漁協で新技術実証事業に取り組み, 江口漁協から技術を導入して操業を行っている。

ジョゴ一寸法図

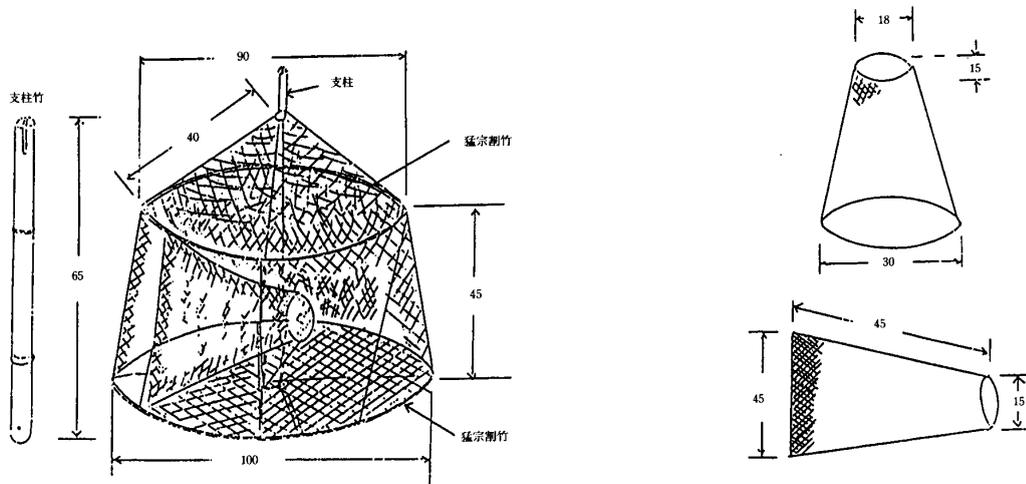


図6. 従来の竹枠製甲いか籠網 (南薩・鹿児島地区)

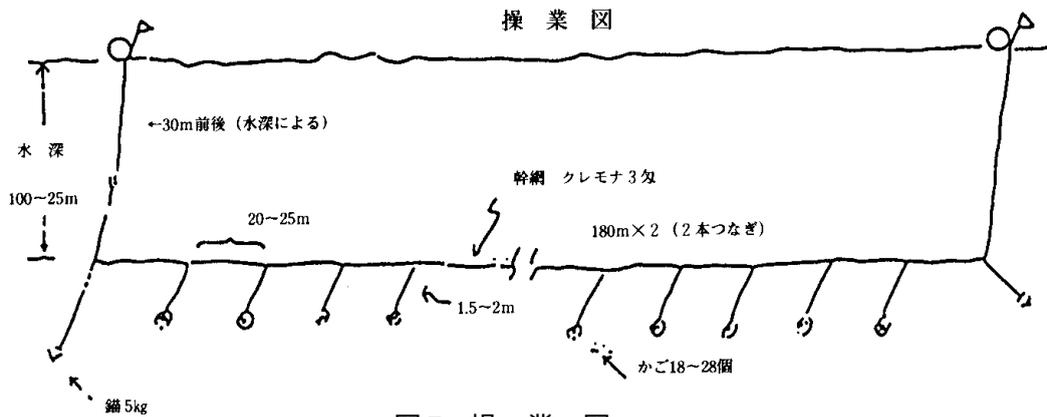


図7. 操業図

改良1号型甲いか籠 (昭和50.以降)

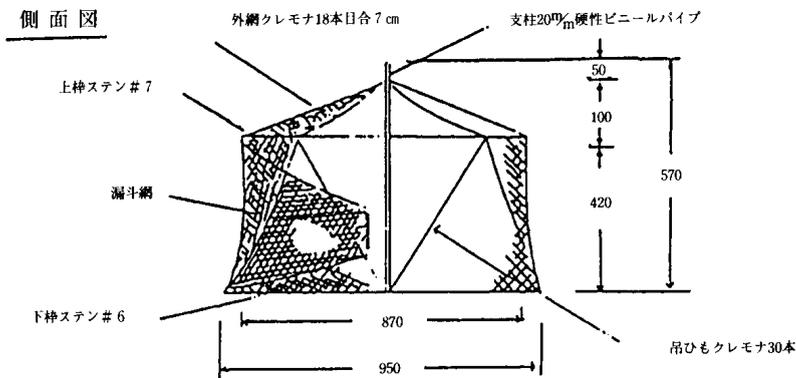


図8. 改良甲いか籠網 資料: 図6, 7, 8 全国籠網漁具漁法集 (第3編) (昭和54)

表4. 漁具構成 (1縄分)

名称	材質	規格・寸法	数量	備考
浮子	発泡スチロール		2個	
浮子縄	クレモナ	8mm	60m	水深による
幹縄	〃	8mm	320m	
枝縄	〃	4mm・2ヒロ	12本	
重り	自然石		2個	
甲イカ籠	別表		12籠	

表5. 甲いか籠構成

名称	材質	規格・寸法	数量
枠	塩化ビニールパイプ	φ13mm/mm	9m
外網	ポリエチレン	18本×6cm	100目×140cm
漏斗網	〃	〃	40目×50cm
漏斗枠	ステンレス	#12	1本
支柱	塩化ビニールパイプ	φ20mm/m	1本
吊りひも	クレモナ	4mm	1m
重り	鉄筋	∩13m×90cm	2本
ソケット	塩化ビニールパイプ	通常型・T字型	1個, 4個

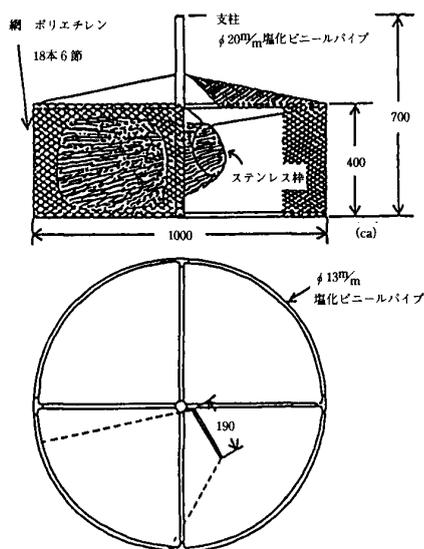


図9. 甲いか籠網 (平成4年江口漁協)

4) かわはぎ籠網漁業

阿久根・川内等で行われており、いつごろ始まったかは不明であるが、川内では昭和10年代(1935~1944年)に伝わったとのことである。1979(昭和54)年ごろ、阿久根(脇本が主体)では4~5隻が操業していた。川内での操業船は多かったが、現在は減少し、僅かである。

表6. 漁法等

	阿久根	川内
1連	20~30個	25個
1隻	4~5連	1連
揚籠	1~2日置き	隔日
枝間	25m	30m
網地	クレモナ18本目合6節	クレモナ12本6節

漁場 水深15~50m
 漁期 周年(盛漁期4~6月)

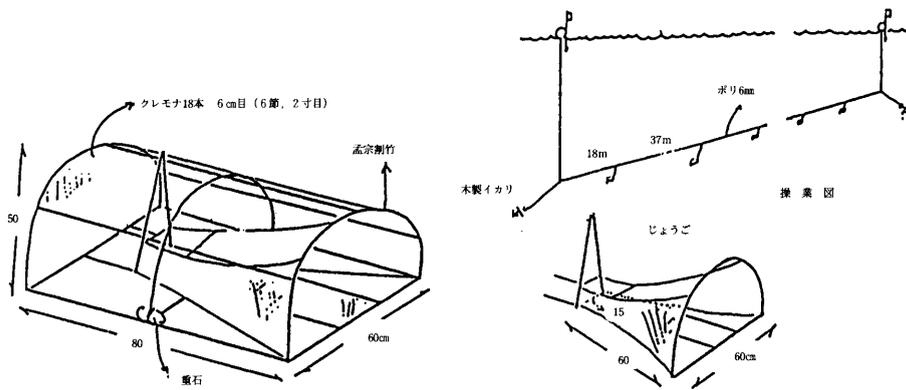


図 10 . 漁具・操業図 (阿久根)

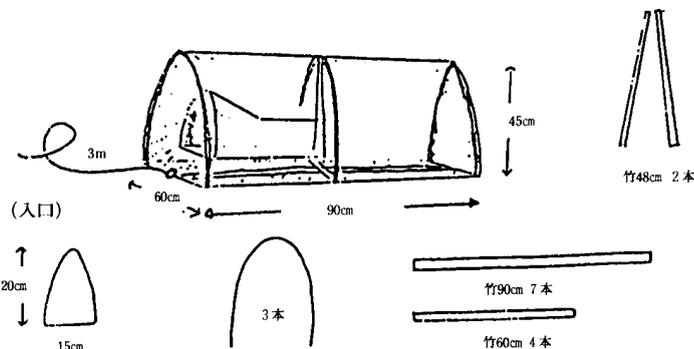


図 11 . 漁具図 (川内) 資料：水試籠網研修会 (昭和 54)

5) うつぼ籠網漁業

ウツボを食べる習慣は、古くから県内各地にあった。特に佐多地区ではウツボを珍重し、正月や花見・運動会・祝い事等には必ずウツボの塩干しで膳を飾る。そのため各家庭では、軒先に吊るして保存するほど盛んであった。佐多でも特に大泊地区は、この漁業を「キダカテゴ」と呼んでおり、ルーツは定かでないが、昔は漁師のほとんどが2~3個の竹製の筒籠(胴回り約50cm、長さ約1m)を持って祝い事の前に漁をしていたようである。しかし、竹製籠の製作技術者が少なくなったことや、昭和40年代後半(1970~1974年)に塩干問屋が出現し、ウツボの塩干しもここで作るようになったため、自家用としての操業は減り、漁期に専門的に操業する者も少なくなった。現在では地区の塩干問屋の注文を受けて行っている程度だ。籠の筒も竹製からビニールパイプ(大型)に代わってきたが、入口のジョーゴは今も竹製が使用されている。

1972~1974(昭47~49)年ごろ、和歌山県の業者と枕崎の業者が取引を行った。和歌山県はウツボの佃煮が名産で、この原材料として素干し品で納入したようである。昭和50年代(1975~1984年)の初めには串木野市の1業者も加わり、本人採捕分だけでは原料が不足し、串木野、甑、枕崎、種子島等から生で買い受けて加工し、多い年は素干し製品で年間10トぐらいを出荷していた。枕崎の業者は数年で操業を止め、現在では串木野市の業者(本人は採捕はしていない)が甑島等から買い受け、加工を行っている。

この他、1996(平8)年前後に奄美大島に北九州から引き合いがあり、現在のところ凍結(生のまま)で送っている。採捕者数、数量等不明。

表7. 漁具構成

(1) 籠 (単式)

名称	材質	規格・寸法	数量
籠本体	ライト管	φ180mm×800mm	1
ジョーゴ	竹製	外φ180mm, 中φ80mm	2
枝縄	混合	φ5mm, 4m	1
浮子縄	ポリ	φ6mm, 30m	1
目浮子	なんでもよい	籠が抵抗を受けない程度の目浮	1
つなぎ	混合	φ4mm, 3m	1
きらせ	スパン	24号, 1m	1
おもり	石	150モンメ	2

(2) 延縄式

名称	材質	規格・寸法	数量	備考
キダカテゴ	ライト管, 竹	φ180mm×800mm	5~9	
浮子縄	ポリ	φ6mm, 30m	2	
幹縄	ポリ	φ6mm, 200m	4	
枝縄	混合	φ5mm, 4m	5~9	枝間 80m
中間浮子	(なんでもよい)	幹縄が浮く程度	9~17	
つなぎ	混合	φ4mm, 3m	1	
きらせ	スパン	24号, 1m	1	
おもり	石	150モンメ	2	両端は2倍のおもり

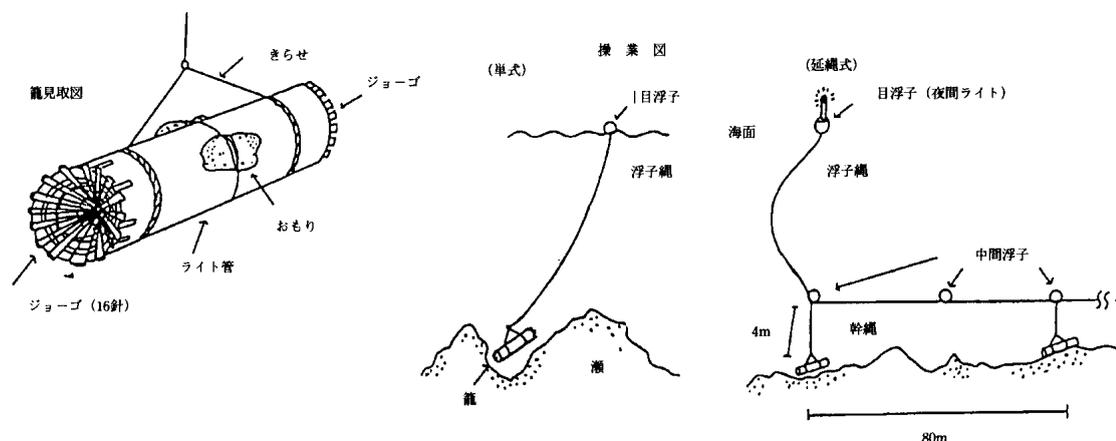


図12. 漁具図・操業図 資料：県伝統漁具漁法集（平成3.3）

6) その他の籠網漁業

(1) がざみ籠網漁業

1971（昭46）年，水試の指導により折り畳み式の楕円形の籠網を新潟県から導入，加治木での試験操業で好結果を得た。その後2~3年の間に北薩の阿久根，西薩の川内・串木野・江口，南薩の笠沙・穎娃・枕崎（南薩は現地適応化試験），大隅の内之浦・柏原・志布志等で普及所により普及が図られた。ガザミの他に，タコ・貝類が良く網にはいったことから，網の目合を小さくして，たこ籠と同様，貝類も漁獲対象に操業するようになった。

栽培漁業の一環として，県内各地で昭和50年代（1975~1984年）の中ごろからガザミの放流が始まり，がざみ籠による漁獲も期待されたが，期待どおりの放流効果が上がらず，漁業も伸びなかった。この他水試の資源調査で開発されたヒラツメカニの普及も大隅で図られた。

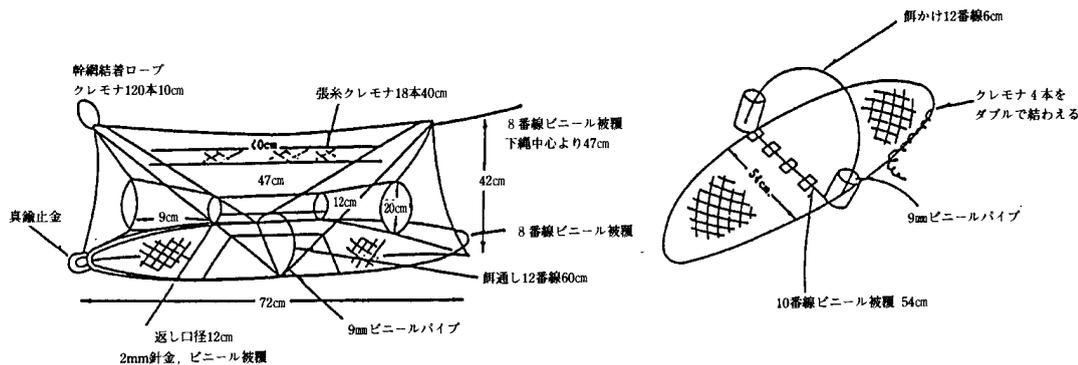


図 13 . 操 業 図 資料：水試籠網研修会（昭和 54）

(2) ばい籠網漁業

古くから本土側の沿岸域で操業された漁業である。近年は価格も良くなってきたが、資源の減少により漁獲は少なくなり、現在ではばい漁業の副産物であったミクリガイ（チンコベまたはヨダレミナ）を主体に操業が行われている。特に 1996（平 8）年ごろから市来・江口等ではミクリガイが異常発生し、この操業が盛んになっている。

籠網も以前は竹製籠に重り石を入れていたが、石の代わりにセメントを底に流し込むようになり、籠網の材料も竹製からビニール製、ナイロン網へと変わっている。

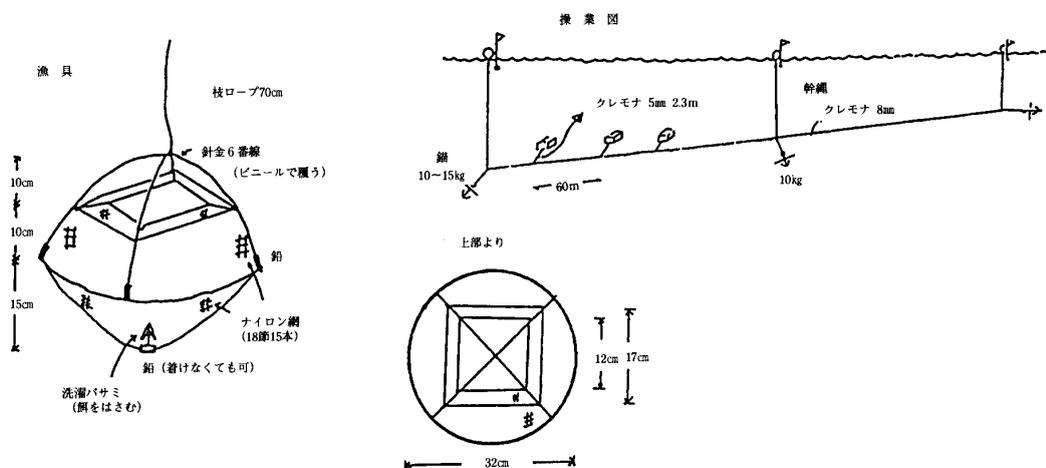


図 14 . 漁具図・操業図 資料：貝網漁業の漁具漁法概図（平成 9.3）

(3) あさひがにかかり網漁業

本土側では以前、吹上浜沿岸、南薩南部（開聞・穎娃）、鹿児島湾内（根占等）、大隅等の沿岸域で、また離島では種子島・屋久島等の各地の沿岸域で操業されていた。1970年代の初め（昭46～47年ごろ）、内之浦の漁業者が、十島～奄美犬島～沖縄までの沿岸域で操業した。奄美でも関心が高まり、1973（昭 48）年の漁業権更新時に奄美全部の漁協が共同漁業権漁業とし、一部でも操業が行われたが継続しなかった。現在は、種子島・屋久島で操業されている。

漁具は、四角型網と円形型網の両方あるが、現在は円形型が多く使用されている。

船のほか片浦・手打の漁民も起業するにいたっている。そのころのサンゴの入札は片浦事務所に限定されていたため、手打のさんご漁民はわざわざ片浦まで出掛けていた。当時の漁民は字を読める人が少なかったため、片浦へのさんご入札は、他に依頼していたようである。

手打では 前述のとおりかつお釣りや2艘張が生業で、さんご漁業は副業としてスタートしている。当時のさんご船には、舳先の尖った「天当船（てんどうぶね）」薩摩型と、舳先の丸くなった「犬殺船（いんごろしぶね）」牛深型の2種類があった。船体の大きさは縦（長さ）7尋2尺、横（巾）7尺2～3寸ぐらいの帆船で、船頭以下7～8名が乗り組んでいた。船は主として、牛深、種子島で作られていた。手打港から漁場までは帆まかせ風まかせで、コンパス（カラバイ）を頼りに荒海を乗り切っていた。

珊瑚採取組合発足以来、組合の処置は専横で厳しかったため、営業船は恐慌に陥り、1901（明34）年には県内船のみ10艘内外に減っている。

その年に、東雲堅吉氏が同志と鹿海珊瑚採取組合（東雲組）を組織し、従来の組合手数料を、売上の百分の二十五から百分の三に減らし、さらに採取品の組合専売を公開入札共同販売として、再び以前の盛況をとりもどしている。

「鹿海珊瑚採取組合（東雲組）；所属船43隻（土佐下川口2、天草4、佐賀関5、甑島32）」のほか、「薩摩珊瑚採取組合（赤松組）；所属船41隻（熊本県牛深17、手打23、片浦1）」、「薩海珊瑚採取組合（児玉組）；所属船52隻（高知県幡多郡4、手打16、伊予南宇和3、熊本県牛深1）」があった。しかし、1904（明37）年には鹿海珊瑚採取組合は解散し、前組合長東雲堅吉氏の独営に移り、東雲自由社となった。これに合わせて前述の組合も、1912（明45）年までには全部解散し、個人会社となった。

1909（明42）年に宇治群島の南方に、1910（明43）年には坊津沖合に大漁場が発見され。年間3,500貫、価格45万円をあげた。船数も1,500隻以上に達し、入札所も10余カ所になっている。このころが薩摩さんごが最も賑わいを極めた時期で、さんご会社設立の機運が芽生え、10余社の多きに達している。さんご会社設立とともに、当時土佐・五島のさんご採取が終わって薩摩さんごに内外の関心が集中し、先進地の土佐、五島はもちろん、神戸、長崎など全国から業者が手打に集まり、さんごを生業とした漁民や商人等の数は400戸ぐらいに達したと思われる。

1901～1906（明34～39）年までの手打のさんご相場は次のとおりである。

表1. 年次別さんご相場価格（明治34～39年）

年度	明治34	” 35	” 36	” 37	” 38	” 39
品質	桃・赤・白3品打込	”	”	”	”	”
100匁平均	9円72銭8厘	6円35銭1厘	12円69銭2厘	14円64銭5厘	19円39銭3厘	32円63銭5厘

資料：鹿児島県水産史

明治の後期全盛を極めた甑島さんごも、大正期（1912～1926年）に入ると乱獲がもたらした漁場の荒廃や、サンゴの輸出先であるイタリアで原料価格が低下するなどした。漁場は佐多岬沖・開聞沖に移り、肥前や五島に出稼ぎせねばならない時もあった。

さんご船の隻数と採取金額の年次別推移は次のとおりである。

表2. 年次別さんご船隻数および漁獲高（明治43～大正4年）

年度	明治43	” 44	大正1	” 2	” 3	” 4
隻数	731	467	410	274	174	132
金額	375,117円80銭	360,905円40銭	379,685円78銭	30,983円13銭	20,313円88銭	未詳

資料：鹿児島県水産史

表2のとおり、1913(大2)年から隻数・金額に大きな断層を生じており、1914~1915(大3~4)年は一層の深刻さを加えている。当時の模様を、『鹿児島新聞(大3.5.11)』は「手打の窮状」という見出しで

「下甌村手打は従来さんご採取の原産地として四時殷賑を極めしが、昨年来さんご不漁のため、百余隻もありしさんご船は、全部同所を引き上げて五島地方に根拠をかえし結果、近来非常なる静寂を呈し、店はほとんど閉店同様にて、残るはわずかに老人と子供のみにて、その淋しさは桜島爆発当時の如しと言えり。このさんご採取なるものは、所謂一六勝負にて冒険的事業なるがゆえに、幸運なるものは幸いに相当の収益を得て、まず可成の生活を営むものの、十中七・八は大抵失敗を招き、その結果負債かさみ、地所は人手に渡り、今日糊口に窮するものまた少なからざる状況にて、惨憺たる光景同情にたえざるの感あり」と報道している。

このような状況になる前に、東雲堅吉は珊瑚水産組合設立の必要性を早くから洞察し、1911(明44)年、組合設立を同業者に呼びかけると共に、県へも働きかけたが、反対もあってなかなか実現しなかった。ところが1913~1914(大2~3)年の甌さんごのどん底を迎えるや、反対者達も水産組合設立の急務を認識し、ついに1915(大4)年、懸案の鹿児島県珊瑚水産組合が設立された(組合員数107名、組合長東雲堅吉)。

組合の目的は、抽象的には営業の弊害を矯正し、共同の利益を増進することにあつたが、具体的には乱獲と乱売を防止することであり、積極的に新漁場の発見を奨励することを主たる任務としている。

1916(大5)年5月には共同販売所も設置した。また、同年と1918(大7)年には水産試験場の松島丸にさんご漁場の探索を要請。高知県で改良された漁具を使用して、次第に漁場の拡大を図り、その結果一時は回復に向かっている。更にはさんご船の免許枠を57隻に制限し、サンゴの乱獲による共倒れの防止に努めている。

しかし、第一次世界大戦(1914~1918年)中はイタリアへの輸出が全く途絶え、中国への需要も減退した。ところが大戦後の1919~1920(大8~9)年には国内の需要が増大し、戦前に比べて8倍の暴騰となり、1922(大11)年末からイタリアへの輸出も開始されて前途に望みをかけている。

その後、第3回目のどん底期が到来したため、1925(大14)年、1927(昭2)年も新漁場の調査を試験船に要望している。1927年には商船水産学校の練習船錦丸でも調査が行われている。

このように同水産組合は、新漁場開発に全力を傾けた。しかし発見の朗報が一たび伝わると、県外船が続々と集まり操業したため、新漁場はたちまちに荒廃し、1932(昭7)年9月には組合を解散せざるを得なくなった。

1935(昭10)年までには、さんご船も従来の帆船から発動船に代わった。1934(昭9)年には宇治群島西方の「寄木曾根」で新漁場が発見され、地元さんご船の間に活況を呈した。土佐・五島方面さんご船も噂を聞いて手打に集まるなど、発見以来3年ぐらいは生気をとりもどした。このように、壊滅的打撃を蒙ったはずの薩摩さんごは、明治時代後半(1897~1912年)のような黄金時代には遠く及ばないものの、1935(昭10)年には、手打漁業組合がサンゴの共同販売事業を開始し、復活したと思われた。また、1936~1937(昭11~12)年には、草垣島の西約1時間航程に「金忠曾根」を見つけた。しかし1937年には早くも衰退の色が濃くなり、そのうえさんご販売統制問題にからんで一大紛争が起きている。

それは、出漁船が少なくなり、生産高の激減に伴う産地販売の困難さを克服しようと、東雲憲吉氏が組合規約を無視して阪神方面で個人販売を行ったことにあつた。具体的なことは、『下甌村郷土誌』に鹿児島新聞の記事(昭12.6.7)の一部を転記してある。この事件は、前年の1936(昭11)年末に漁

業協同組合に改組し、いよいよ経済行為を本格的に開始しようとする矢先の出来事だっただけに、組合を痛く刺激し、ついに最悪事態である組合除名問題にまで発展している。

1937(昭12)年には日中戦争が始まり、甌島でのさんご漁業も衰退していった。

1. 漁具

- (イ) 麻縄径二分一尺五寸目ニシテ横五尺縦六尺トス
- (ロ) 同上径一分五厘四寸五分目ニシテ横五尺縦四尺トス
- (ハ) 割竹二本合セトス長五尺アリ
- (ニ) 沈子重量凡三十目
- (ホ) 麻縄三分長各八尺アリ其上端二一條ノ曳縄ヲ付ス徑凡:
其長サワ海ノ深浅ニ依リテ様テラス通常二三尋ヲ備

2. 漁法

一艘五人乗漁場二至ルヤ一人八櫓ヲ取り他四人八二人宛トナリテ網二張ヲ使用ス而シテ海底ノ珊瑚樹ハ網二羅リテ上ケラルルノ装置ニシテ漁法ハ極メテ簡単ナルモノナリ

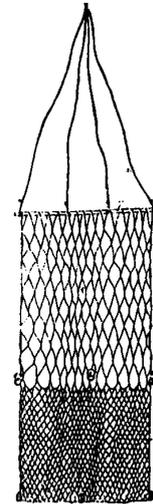


図7. 珊瑚網(川辺郡西加世田村片浦之漁網)

手打蛭子神社の議事録

1907~1926(明40.6~大15.6)年までのサンゴに関する記録を抜粋したものがあある。その中の主なもの。

年月日	決議事項
明40.6.16	蛭子神社とさんご会社が折半出資で、手打崎(観音墓地山頂)に危報台(警報台)を建設。
44.7.23	昨年11月借入に係わる金八百円に対する元利は、一時水難救護組合およびさんご新曾根奨励金中繰り替え償却すること。
45.6.20	水道施設の財源として、さんご船1艘に付金五円づつの拠出を求める。
大2.7.5	さんご新曾根発見船2艘を選定し、これが費用を補給すること。 前項補給額は希望者の入札により定むること。 1. 発見賞与金は壹千円と定む。 1. 選定船には監督員1人づつを乗組ましむること。但し沖出日数に対し、日当1日金壹円とし、なお新曾根発見の際は百五拾円を賞与す。 1. 選定船義務期間は、沖出日数後30日とす。 1. 選定船は染川英太郎、小倉三次郎、各百拾円を以て当選す。
大2.8.19	1. さんご探検船よりの報告により 宇治近海7~8里以内の箇所にて、落木採取に付、採取船全部を羅して試採すること。 1. 右採取ありたるときは、標旗を掲ぐること。但し生木は三百匁、落木は五百匁以上。 1. 一番旗掲揚船には金百円を賞すること。 1. 一番旗掲揚の際は隣船に現品を示すこと。 1. 新曾根の試採に赴かざる船は、新礁成立の上は、1艘に付金五円の発見料を徴すること。

年 月 日	決 議 事 項
2.8.22	<p>1. さんご新曾根発見奨励基金として、さんご船より各採取高に対し三厘宛徴入すること。但し他県船に対しては、なお1艘に付金拾円を増徴すること</p> <p>1. 一般人民より寄付金を募集すること。</p> <p>1. 一番掲揚船として、友田八之進を認定すること。</p> <p>1. 発見料出金源として、各採取船に標旗を交付すること。</p>
2.9.2	<p>宇治・津倉間に新曾根発見に付、発表の時期に関し臨時評議会開設方、東雲堅吉氏より要求あり。集会中神山甚作船よりも届出あり、決議すること次の如し</p> <p>1. 発見船を東雲船とし、発見奨励金は神山甚作船と折半交付すること。</p>
2.9.25	<p>1. 森脇本県水産試験場長より、商船水産学校練習船錦丸を以て宇治付近さんご採取試みるにより、老練なる漁夫1名乗り組ましむべく周旋方申来れるを以て、臨時評議会開催。次の事項を議決す。</p> <p>1. 省略</p>
2.10.19	<p>午後1時錦丸入港に付、臨時評議会を開く。</p> <p>1. 錦丸をしてさんご船2艘を引曳せしめ、作業せしむるため、日給拾貳円を以て雇入れること。(実際は1艘出帆)</p> <p>因に同船は20日出帆22日帰港、何等得るところなし。</p>
2.11.3	<p>1. 錦丸乗組の漁夫および評議員に慰労として金五円宛を贈呈すること。但し規定日当は之を支給せず。</p> <p>1. 錦丸引曳に対し、賃金の外金貳円の慰労を贈与すること。</p>
2.12.14	<p>さんご採取会社より次の件諮問に接し、答申す。</p> <p>1. さんご採取船配当方法を次のごとく改正しては如何。</p> <p>イ. 高1割を壹割五分に改む。(可決)</p> <p>ロ. 無頭1人前割を1人半に増、船員にも配当する。(否決)</p> <p>1. 船員貸付金を次のごとく制限しては如何。</p> <p>イ. 船頭は貳拾円、船員は拾円とす。(船頭は参拾円、船員は拾円とする。)</p> <p>ロ. 制限額以外貳分の利子を付す。(可決)</p> <p>船員雇入の際は、前船主へ前借金の有無を照会すること。</p>
3.3.20	<p>1. 新曾根発見料贈与の件に付、黒島以南に於ける発見者に対する金額協議の件。</p> <p>イ. 硫黄・永良部・竹島より西北に於いて発見したる時は貳拾円を給与。但し、北部は甕島近海まで。</p> <p>ロ. イの場合を除くの外に於いて発見せし場合は、五百円を贈与す。</p> <p>1. 徴収方法は他県船拾円、発見当時他県へ出漁中の県内船拾円、その他の県内船五円とし、所属会社に於いて徴集の上、発見委員に交付すること。</p> <p>発見委員、横道半之進・竹中末五郎・橋口武雄・小倉富太郎・山口藤平・江夏甚衛。</p> <p>1. 発見料を受くべき資格は、従来通り1区域2カ月以内に、金高参万円以上採取高ありたる時に限る。</p> <p>1. 会社は四百円出金すること。</p> <p>1. その他は四百円以上を寄付すること。</p> <p>(評議委員会に無届欠席せしものには、金参拾銭を徴集し、開会時間に遅刻したるは、金拾銭を徴す。但し通知の時間より1時間以内は猶予するものとす)</p>
大3.10.7	<p>1. 川端龍之助氏より新曾根発見の届け出有り。曾根は津倉瀬付近、さんご現品は赤・桃、小枝長さ貳寸以内のもの、採取本数は5～6本。</p>
3.10.16	<p>1. 本日江夏盛之助および川端勝之助より新曾根発見の届け出あり。</p> <p>曾根は高島・津倉間の西。</p>

年 月 日	決 議 事 項
大 4.2.21	1. さんご発見奨励金壹千五百円と改正す。 集金方法は採取船より壹分八厘，入札場の収入歩金より四分とす。 但し採取船よりは採取高の壹千円まで徴集す。 1. 前項徴集金は奨励金壹千五百円に達して停止するものとする。 1. 他県船は会社に所属せず，評議委員会に於いて取り扱い，式分式厘，歩金の八円を徴集す。 1. 地元船にして他県へ出稼中，新曾根発見に際し帰郷したる時は金拾五円を徴集す。 1. 地元外の県内船にして新曾根発見後，来たりたる船は地船の出稼船同様にみなす。 1. 評議員24名を12名に改正
4.2.23	1. 新曾根発見を受くべき区域次の如し。 硫黄島，永良部島，竹島近海より西北甌島近海までの間。 1. 発見料を受くべき資格は従来通り。 1. 区域内より2カ月以内に金参万円以上の採取ありたる時に限る。
4.3.9	1. 水産組合速成を期するため，県庁へ陳情。
4.6.4	1. 浜里紋次郎船新曾根発見に付 1. 新曾根発見は，古曾根との距離遠近に係わらず賞金を与う。但し2カ月壹万円に達せざれば，この限りにあらず。賞金額は五百円とす。(本人の希望による) 1. 発見委員式名を置く。月給八円を給する。
5.2.22	1. 新魚礁発見賞与は懸賞とし，その取立方法は売上に於いて贈与す。但しその期間を3カ月とす。
12.3.2	1. 村外さんご船1艘に付き，避病舎修繕費として1カ月金五円を徴集すること。 (消防ホース代，寄付募金困難を以て基金より支出のこと) 以上，1923(大12)年3月までで，さんごに関する評議委員会の記録は終わっている

2) 奄美大島のさんご漁業

奄美大島のさんご漁業は，1910～1911(明43～44)年度にわたって大島支庁の試験船が試験操業を行った。徳之島鹿浦港沖合2～3マイルで落樹の小枝サンゴ(桃色)を採取し，1912(明45)年4月には桃紅色生樹の枝サンゴ数本と白色の生木1本を採取している。1913(大2)年以降2～3のさんご漁業経営が行われたが，経験が乏しかったことと経費の関係から続かなかったようである。その後1934(昭9)年にさんご採取船主大島郡組合が設立された。この組合は，喜界島・大島本島近海で好成績をあげて，大島群島水産業界の革命と予想され，経済救済の福音になれかしと願われたが，操業船の過剰と旧漁場の荒廃，五島・台湾のほか，新漁場の沖縄・種子島等で遠征漁業を自由に行える，奄美以外のさんご業者との競合等により，奄美の業者は押され，経済的に不振な状況におかれている。一方，1935(昭10)年に新漁場開発を目的として，大島群島内業者が奄美サンゴ探見採取組合を設立し，こちらは1940(昭15)年ごろまで，多大の成果を収めることができた。この間，1937(昭12)年に県水試大島分場の要請により甌島手打の染川栄之介氏がさんご漁業指導員を委嘱され，指導と発見に当たっている。しかし，この組合もその後，資材難等で再び事業が振るわなくなり，遂に経営者皆無という状態にいたったようである。

戦後は，日本復帰後の1954～1955(昭29～30)年に徳之島近海に新漁場が発見され，

表1. 大島近海さんご採取実績

年度	出漁隻数	水揚数量(kg)	水揚金額(千円)
昭29	8	1,053	12,000
30	24	4,872	66,807
31	31	4,330	75,836
32	13	1,093	22,579
33	(1)試験船	—	—
計	76	11,348	177,222

資料：県水試事業報告書 1958(昭33)年度

知事許可を持った県内業者により、1961（昭36）年ごろまでは操業が行われていたが、その後資源が枯渇しかけたため許可が出なくなり、許可申請する県内業者はほとんどなくなっている。また組織だった動きもなく、群島内の一部業者をはじめ県内外業者が昭和40年代（1965～1974年）の後半まで個人的に、散発的に細々と事業を続けていたと考えられる。

1970（昭45）年前後から台湾の密漁船が出没し、1971（昭46）年には高知県船約40隻が許可を得て操業したものの、水揚げがなく、短期間で引き揚げている。

1975（昭50）年ごろになると、さんご資源が回復したのか、高知県船や、台湾船による密漁が目立ち始め、1976（昭51）年には名瀬漁協でさんご漁業の動きが出始めた。同年4月に結成された奄美群島水産振興協議会（以下奄水協）の組合長会議でも、一本釣漁業の漁場荒廃につながるさんご漁業対策、取り締まりの強化、漁船規模を20ト未満とすることなどの決議が行われた。しかし一部の組合では、高知県のさんご漁業者と組み、「台湾漁船に密漁をさせるぐらいなら日本漁船に採らせた方がよい。20ト未満の漁船では成果は上がらない」等の理由を述べて、組合長会議の決定に反対し、本土の大型漁船誘致運動をするものもいた。

昭和40年代（1965～1974年）後半から1978（昭53）年ごろまでは、地元漁船を始め日本漁船、台湾漁船が入り乱れて奄美海域で操業し、奄美さんごは戦国時代の様相を呈していたようである。

県は地元漁業者の漁業の確立と漁場の有効利用を図るために、1976（昭51）年にさんご漁業許可方針を次のとおり打ち出した。

入漁許可対象者は原則的に郡内の漁協組合員にかぎる。

操業漁船は20ト未満とする。

許可期間は1カ年とし、継続操業には更新を必要とする。

許可方針が出された初年度は名瀬の2隻の操業にとどまったが、1977（昭52）年度には、徳之島2隻・瀬戸内7隻・名瀬2隻・笠利1隻の計12隻に増え、生産意欲の高まりをみせた。しかし、そのほとんどは5ト未満の小型船の操業で、水揚げは少なかった。1978（昭53）年には一隻19トを最高に、10ト以上の漁船が12隻あった。

このような状況の中で、1977（昭52）年夏に、潜水艇「はくよう」と母船「ねりうす」が名瀬港に寄港した。それを機に吉野清勇奄水協長（名瀬漁協長）が発案して、「はくよう」によるさんご漁業の検討が行われ、その所有者である日本海洋産業（株）と吉野会長との間で操業計画案が進められた。その間に群島内漁協長に対する計画説明、協力を得るなどして許可申請を行い、1978（昭53）年10月の奄美大島漁業調整委員会で承認された。その後漁業許可を得て、11月から全国で初めての有人潜水艇「はくよう」による操業が行われた。奄水協では、水揚げ利益による分配金を奄美水産業の振興資金に当てることとした。「はくよう」での操業開始後も、1982（昭57）年ごろまでは台湾漁船による密漁が行われていたようである。

1979（昭54）年12月に、日本海洋産業（株）は潜水艇部門を廃止し、「はくよう」を深田サルベージ（株）に譲渡した。このため1980（昭55）年から深田サルベージ（株）と契約を更新し、奄水協が売上金の10%を受領することとした。「はくよう」の母船も「ねりうす199ト」から500トに変更され、「はくよう」の揚収作業が容易になり、稼働能力も高まった。

1982（昭57）年ごろには、潜水艇を使った奄美方式に賛同する動きが本県内や沖縄県からもでてきた。その後「はくよう」は、沖縄県でも漁業許可を得て同海域に出漁していたが、資源が豊富でなかったのか、一時中断していた奄美海域での操業を1983（昭58）年10月から再開し、1986（昭61）年2月まで契約を更新しながら奄美海域でのさんご採取事業・海底調査・資源調査を行った。

「はくよう」は1986年に鹿児島海域と熊毛海域のさんご採取を計画し、同海域関係者と協議のうえ、同年2月に奄美を撤退し鹿児島の方へ移動している。その後、深田サルベージ(株)の系列会社として独立した新日本海事(株)は1997(平9)年6月現在、三島海域で操業中とある。

「はくよう」撤退後の1987(昭62)年1月に日本鋼管の新会社「アデコ」より無人潜水艇(ロボット)によるさんご採取の申し入れがあり、国内初めての試みとして同年暮れから数年間操業したが、1997(平9)年6月現在、横浜で他の作業に従事中で、奄美海域でのさんご採取は行われていない。

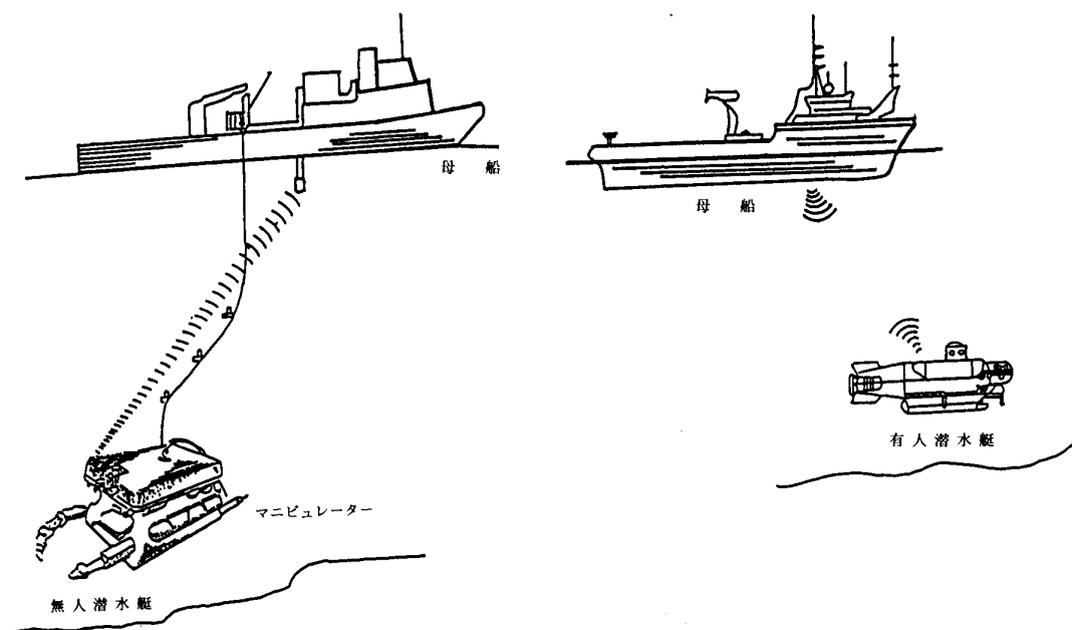


図3. 潜水艇による操業図 資料：県網漁業の漁具漁法概図(平9.3)

4. その他の漁業

1) 潜水器漁業

この漁業には、船上等に空気等を補給する器具を備え、パイプで潜水者に空気を補給する潜水器を使用して行う一般の潜水器漁業と、潜水者が空気を充填したアクアラング等の容器を直接身につけて行う簡易潜水器漁業とがある。いずれも知事の許可漁業である。

本県では、ヘルメット使用による潜水器漁業はなく、アクアラング使用による簡易潜水器漁業が主である。

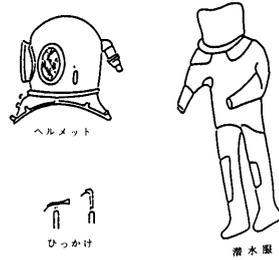
潜水漁業は、昔はメガネなしの素潜りであり、1883(明16)年ごろに沖縄県で水中メガネが開発され、糸満漁業としての追い込み網に活用された。1951(昭26)年ごろアクアラングの開発、第二次世界大戦中(1939~1945年)にフランス軍によるウエットスーツの開発、さらにシュノーケルの開発となり、その後それぞれに改良が加えられ、今日の簡易潜水器使用となった。

アクアラングやウエットスーツの使用については、全国的には根付資源依存の強い漁村では、資源の乱獲・枯渇を憂える立場から禁止したり、採捕期間や1日の操業時間・採捕量・アクアラングの使用数の制限を行っている地区もある。

本県で行われている潜水器漁業の主な漁業と地区は右のとおりである。

漁業	地区
イセエビ	十島・奄美大島
アワビ	甌島
トコブシ	種子島
ウニ	阿久根
トサカ	佐多岬

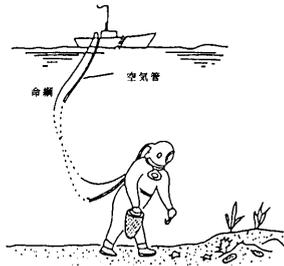
潜水器具見取図



簡易潜水器具見取図



潜水器漁業操業図



簡易潜水器漁業操業図

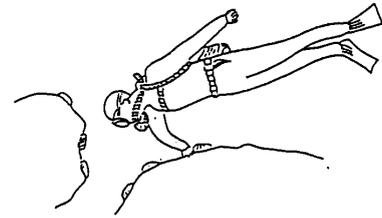


図4. 潜水器具

資料：県網漁業の漁具漁法概図（平9.3）

5. 参考文献

- 1) 鹿児島県水産振興課（1956）：鹿児島県伝統漁具漁法集。
- 2) 川村軍蔵（1984）：魚類の生態からみた漁法の検討（サワラ），水産の研究（第3巻2号）。
- 3) 鹿児島県水産振興課（1991）：伝統漁具漁法集。
- 4) 鹿児島県林務水産課（1994）：平成6年度海の文化資料整備事業 さわら突漁業（笠沙町）。
- 5) 十島村（1995）：十島村誌。
- 6) "（1994）：十島村歴史民俗資料館。
- 7) 鹿児島県水産試験場（1979）：九州各県籠網漁業研修会。
- 8) 鹿児島県水産業改良普及職員協議会（1985）：鹿児島県水産業改良普及事業の歩み（水産業改良普及事業30周年記念）
- 9) 鹿児島県水産振興課（1985）：先進地視察報告書（大型籠網）
- 10) 全国漁業協同組合連合会・全国水産業改良普及協議会（1979）：全国籠網漁具漁法集（大3編）。
- 11) 鹿児島県水産振興課（1992）：新技術実証事業報告書。
- 12) 鹿児島県（1904）：明治36年度鹿児島県水産調査報告書。
- 13) 鹿児島県薩摩郡役所（1924）：薩摩郡制史。
- 14) 下甌村（1977）：下甌村郷土誌。
- 15) 鹿児島県（1968）：鹿児島県水産史。
- 16) 奄美群島政府農務部水産課・琉球農林省大島支部水産課（1951）：奄美群島水産業沿革史（鰹漁業創始50周年記念版）
- 17) 鹿児島県水産試験場（1954）：昭和33年度水産試験場事業報告書。
- 18) 奄美群島水産振興協議会（1999・平11年11月ごろ発行予定）：奄美水産戦後史。
- 19) 鹿児島県水産振興課（1997）：鹿児島県網漁業の漁具漁法概図。

（瀬戸山 公義）